

令和 3 年 3 月 26 日 開会

第 725 回 むつ市教育委員会定例会

## < 目 次 >

- 議案第 1 号 むつ市教育委員会事務局職員等の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令（総務課）
- 議案第 2 号 むつ市教育委員会事務局職員等の時差出勤に関する規程（総務課）
- 議案第 3 号 むつ市地域学校協働本部設置要綱（生涯学習課）
- 議案第 4 号 むつ市立図書館規則の一部を改正する規則（図書館）
- 議案第 5 号 成年年齢引き下げに伴う令和 5 年からのむつ市成人式について  
(生涯学習課)

## < 事務局からの報告事項 >

- 報告第 1 号 令和 2 年度むつ市教育費予算の概要について（教育部長）
- 報告第 2 号 第 247 回むつ市議会定例会の報告について（総務課）
- 報告第 3 号 市立苦生小学校空調改修工事契約について（総務課）

## < そ の 他 >

## 議案第1号

### むつ市教育委員会事務局職員等の勤務時間等に関する規定の一部を改正する訓令

むつ市教育委員会事務局職員等の勤務時間等に関する規定の一部を改正する訓令を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和3年3月26日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

#### 提案理由

むつ市学習センターは現在存在しないため、当該施設に勤務する職員の勤務時間に係る規定を削除するためのものである。

むつ市教育委員会事務局職員等の勤務時間等に関する規程の一部を改正する  
訓令

令和 年 月 日公表  
むつ市教育委員会訓令甲第 号

むつ市教育委員会事務局職員等の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改  
正する。

別表（第2場関係）むつ市学習センターに勤務する職員の項を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 議案第 2 号

### むつ市教育委員会事務局職員等の時差出勤に関する規程

むつ市教育委員会事務局職員等の時差出勤に関する規程を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

#### 提案理由

むつ市教育委員会事務局職員及び学校に勤務する職員以外の教育機関の職員の育児、介護等及び仕事の両立並びに時間外勤務の抑制に資するために行う時差出勤を実施するためのものである。

# むつ市教育委員会事務局職員等の時差出勤に関する規程

令和　　年　　月　　日公表  
むつ市教育委員会訓令甲第　号

## (趣旨)

第1条 この規程は、むつ市教育委員会事務局職員及び学校に勤務する職員以外の教育機関の職員（以下「職員」という。）の育児、介護等及び仕事の両立並びに時間外勤務の抑制に資するために行う時差出勤に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において「時差出勤」とは、むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年むつ市条例第22号）第3条第2項に定める1日の勤務時間を変更せず、むつ市教育委員会事務局職員等の勤務時間等に関する規程（平成3年むつ市教育委員会訓令甲第1号）第2条第1項に規定する勤務時間及び第2項に規定する休憩時間（以下「勤務時間等」という。）を変更して勤務することをいう。

## (時差出勤命令)

第3条 所属長等（むつ市教育委員会事務専決代決規程（平成21年むつ市教育委員会訓令甲第2号）に規定する服務事項に係る決裁権者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、別表に定める勤務時間等の区分により、職員に対して時差出勤を命ずることができる。

- (1) 公務の運営上必要があると認められるとき。
  - (2) 職員が、育児、介護等の都合により時差出勤を申し出た場合であって、所属長等が公務の運営に支障がないと認めたとき。
- 2 所属長等は、時差出勤を命ずるときは、当該勤務を要する日の前週の金曜日までに時差出勤命令簿（別記様式）により職員に明示しなければならない。

## (時差出勤命令の変更)

第4条 所属長等は、前条の規定による時差出勤の命令後に当該命令を取り消し、又は割り振った勤務時間等を変更する必要が生じたときは、当該時差出勤の勤務日の前日までに当該命令を取り消し、又は勤務時間等の割振りを変更することができる。

(時差出勤に当たっての留意事項)

第5条 所属長等は、時差出勤を命ずるに当たっては、業務の遂行に支障が生じ、又は市民サービスが低下することがないよう留意しなければならない。

2 職員は、時差出勤による勤務時間等を割り振られた場合も通常の勤務と同様に当該勤務時間等を厳守しなければならない。

(時差出勤の報告)

第6条 所属長等は、毎月の時差出勤の実施状況の確認のため、時差出勤命令簿により、教育委員会事務局総務課長に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会事務局総務課長は、必要があると認めるときは、所属長等に対し時差出勤命令簿の提出を求めることができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、職員の時差出勤に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	勤務時間	休憩時間
A型	午前5時から午後1時45分まで	午後0時から午後1時まで
B型	午前6時から午後2時45分まで	午後0時から午後1時まで
C型	午前6時30分から午後3時15分まで	午後0時から午後1時まで
D型	午前7時から午後3時45分まで	午後0時から午後1時まで
E型	午前7時30分から午後4時15分まで	午後0時から午後1時まで
F型	午前9時から午後5時45分まで	午後0時から午後1時まで
G型	午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時から午後1時まで
H型	午前10時から午後6時45分まで	午後0時から午後1時まで
I型	午前10時30分から午後7時15分まで	午後0時から午後1時まで
J型	午前11時から午後7時45分まで	午後1時から午後2時まで
K型	午前11時30分から午後8時15分まで	午後1時から午後2時まで
L型	午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後6時まで

## 議案第3号

### むつ市地域学校協働本部設置要綱

むつ市地域学校協働本部設置要綱を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和3年3月26日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

#### 提案理由

地域と学校が連携及び協働して、子どもたちの成長を軸とした学ぶ力を育むとともに、地域との繋がりを深めることで地域づくりを促進することを目的としてむつ市地域学校協働本部を設置するためのものである。

# むつ市地域学校協働本部設置要綱

令和 年 月 日公表  
むつ市教育委員会訓令甲第 号

## (設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第2項に基づき、地域と学校が連携及び協働して、子どもたちの成長を軸とした学ぶ力を育むとともに、地域との繋がりを深めることで地域づくりを促進することを目的として、むつ市地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）を設置する。

## (事業)

第2条 協働本部は、地域及び学校の特色又は実情を踏まえ、地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を円滑、かつ、効果的に推進する活動を行う。

2 協働本部は、むつ市新・放課後子どもプラン推進計画を踏まえ、放課後子ども教室の充実と福祉部局との連携の強化を図る。

## (協働本部の構成)

第3条 協働本部は、運営委員会、統括的地域学校協働活動推進員（以下「統括的推進員」という。）、地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）、地域学校協働活動支援員（以下「支援員」という。）、協働活動サポーター（以下「サポーター」という。）、学習支援員をもって構成する。

2 前項に規定する者のうち、統括的推進員、推進員、支援員、サポーター、学習支援員については、これまでの経緯や地域の特色を踏まえた人員を配置する。

3 協働本部の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課が所管する。

## (所掌事務)

第4条 協働本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 協働活動に関するビジョンの明確化及び計画の策定に関すること。
- (2) 協働活動を推進するための体制整備に関すること。
- (3) 地域の協力者等の人材確保に関すること。
- (4) 協働活動への地域住民等の参画の促進及び活動の質の向上のための理解促進活動に関すること。
- (5) 統括的推進員、推進員、支援員、サポーター及び学習支援員の配置及びその質を向上するための研修及びネットワーク化の促進に関すること。

- (6) 放課後児童クラブ及び福祉部局との連絡調整に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、むつ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項。

（運営委員会）

第5条 運営委員会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 地域学校協働活動推進員
  - (2) 地域の企業、NPO関係者
  - (3) 学校関係者
  - (4) 社会教育関係者
  - (5) 教育部局職員
  - (6) 福祉部局職員
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当であると認める者。
- 2 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 教育委員会は、特別の事由があるときは、任期満了前に委員の委嘱を解くことができる。
- 5 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 運営委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 9 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

（統括的地域学校協働活動推進員）

第6条 統括的推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 複数の推進員との連絡調整及び推進員間の情報共有に関すること。
- (2) 推進員活動研修及び養成に関すること。
- (3) 協働活動の推進に関すること。

（地域学校協働活動推進員）

第7条 推進員は、協働活動に関する事項について、教育委員会との施策に協力し、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、協働活動を行う地域住民

に対する支援を行う。

2 推進員は次に掲げる職務を行う。

- (1) 活動対象学校の支援ニーズの把握に関すること。
- (2) 地域住民及び学校との連絡調整に関すること。
- (3) 支援員、サポーター及び学習支援員との連絡調整に関すること。
- (4) 協働活動の啓発及び普及に関すること。
- (5) 放課後子ども教室のコーディネイトに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協働本部が必要と認める連携及び協働に関すること。

(地域学校協働活動支援員)

第8条 支援員は、協働活動に関する事項につき、教育委員会との施策に協力し、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、推進員の活動を補佐する。

(協働活動サポーター)

第9条 サポーターは、協働活動に関する事項につき、教育委員会との施策に協力し、地域住民による協働活動や放課後子ども教室における児童の活動を支援する。

(学習支援員)

第10条 学習支援員は、地域の人材やＩＣＴの活用等による学習内容に対し特別な知識や経験を有する者で、サポーターでは行うことのできない活動を支援する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協働本部に関し必要な事項は会議において定める。

#### 附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

## 議案第4号

### むつ市立図書館規則の一部を改正する規則

むつ市立図書館規則の一部を改正する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和3年3月26日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

#### 提案理由

図書館の現状の運用に則したものとするため、図書整理日の調整、施設保全・点検日の設定、貸出冊数を増加させる等所要の改正を行うためのものである。

# むつ市立図書館規則の一部を改正する規則

令和　年　月　日公布  
むつ市教育委員会規則第　号

むつ市立図書館規則（昭和40年むつ市教育委員会規則1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号を次のように改める。

## (2) 図書整理日

ア 6月及び12月を除く毎月第4木曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日の翌日）

イ 12月28日

第7条第1項に次の1号を加える。

## (4) 施設保全・点検日 館長が必要と認める期間

第7条第2項を削る。

第9条第3項中「5冊」を「10冊」に、「3冊」を「6冊」に、「2点」を「4点」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第 5 号

### 成年年齢引き下げに伴う令和 5 年からのむつ市成人式について

令和 5 年からのむつ市成人式について、対象年齢、式の開催期日、式の名称を決定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 26 日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

### 提案理由

成年年齢引き下げに伴う令和 5 年からのむつ市成人式について、成人対象となる生徒及び連合 P T A に実施したアンケート及び、むつ市社会教育委員の会議での意見を集約し、別紙のとおり決定いたしたく提案するものである。

## 別紙

平成30年6月、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、令和4年4月1日から民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられることとなる。

成人式は、その時期や在り方等について法律上の定めはないものですが、民法の成年年齢の引き下げによって様々な影響が生じることが予想されることから、令和5年からの成人式の開催方法について、下記のとおり変更したいものである。

### 記

	現行	変更後
対象年齢	20歳	20歳
開催日	成人の日の前日（1月）	成人の日の前日（1月）
名称	むつ市成人式	むつ市二十歳の集い

むつ市議会第247回定例会報告 2月24日（水）～3月19日（金）

**1. 一般質問 3月4日（木）～3月9日（火）**

**質問者 18番 原田 敏匡 議員**

質問事項：コミュニティ・スクールについて

- (1) 本年度までに全小・中学校に導入予定であったが、導入状況及び導入後の成果と課題について

**【答弁概略】**

全小中学校への導入状況及び導入後の成果と課題についてであります。コミュニティ・スクールは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、学校と地域が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」を進めることを目的として、それまで実施していた学校評議員制度から移行する形で、平成30年度より関根小学校及び関根中学校をモデル校として導入いたしました。そして、令和元年度には、大平小学校及び大平中学校、今年度は、市内の全小中学校で導入いたしました。

導入後の成果についてでありますが、今年度は、完全導入初年度であることから、各学校の実情に応じて取組んでおります。学校現場からは、緒に就いたばかりであり、新型コロナウイルスの感染症の影響も考慮すると、これからの中長期的な取組が重要となると伺っております。

コミュニティ・スクールは、学校評議員制度と比較して、学校と地域が共通の目標等を共有し、その達成に向けて共に議論を重ねることで、学校のより良い発展に繋がるなどのメリットがあるとされております。

教育委員会といたしましては、学校や地域の実情を踏まえながら、子どもたちのより良い成長を支えていく組織となるよう、取組の充実に努めてまいりたいと考えております。

**質問者 12番 住　吉　年　広　議員**

質問事項：環境政策について

- (2) SDGs の目標14 「海の豊かさを守ろう」について、教育現場ではどのような指導がされているのか

**【答弁概略】**

教育委員会ではキャリア教育の充実に関する事業として、JAMSTECの協力を得て、海洋の不思議さや環境の大切さを学ぶ「海洋教室」を開催しております。また、ジオパーク体験活動推進事業では、例えば「ちぢり浜エリア」で磯の観察をしたり、「大湊・芦崎エリア」で海岸の自然観察をしたりするなど、ジオサイトを活用した校外学習の実施に伴うバス代など必要経費の一部を助成し、学校における教育活動の充実を積極的に支援しております。

今後も、本市の子供たちが将来、持続可能な社会の担い手として、むつ市の海の豊かさを大切に守っていけるよう、教育現場への支援を推進してまいりたいと考えております。

## 質問者 15番 佐藤 広政 議員

質問事項：教育行政について

- (1) 特別な支援の必要な児童生徒への感染予防の取組について
- (2) 市内小中学校の校則の見直しについて
- (3) むつ市奨学金制度の拡充について

### 【答弁概略】

#### (1) 特別な支援の必要な児童生徒への感染予防の取組について

現在各学校におきましては、こまめな換気やマスクの着用、手洗いやうがい等の徹底など、基本的には全児童生徒が同じ感染予防対策に取組んでおり、その中において、特別な配慮を必要とする児童生徒に対しましては、必要に応じて教職員やスクールサポートーが支援を行っております。

また、接触過敏や、アルコール等に対してアレルギー反応を示す児童生徒には、マスクを強要せず、換気の回数を増やすなど、児童生徒の実情に配慮した対応を行っております。

#### (2) 市内小中学校の校則の見直しについて

校則は児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、学校において児童生徒が遵守すべき学習上・生活上の規律について校長が定めるものであり、最終的には校長の権限で見直しが行われるものです。

#### (3) むつ市奨学金制度の拡充について

現在の当市における奨学金は、高等学校に在籍する生徒に対し月額1万5,000円を、大学、専修学校等に在籍する学生に対し月額3万円を、それぞれ貸与しております。今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により支援を必要とする方々に対し、「むつ市学生等緊急支援金」の給付又は貸与を拡充して実施いたしました。

なお、現在のところ、令和3年度において今年度と同様の支援を実施する予定はございませんが、教育委員会といたしましては、コロナ禍を含め、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化してきている中において、経済状況によって子どもたちの学びが制限されることがないよう、引き続き国や県等の状況を注視し、中長期的な視点を持ちながら、研究を続けていくことが重要であると考えております。

**2. 議案審議 3月10日（水）**

**教育委員会関係**

**3. 予算審査特別委員会 3月11日（木）**

**教育委員会関係**

⇒ 3月19日、原案可決

## 報告第3号

### 市立苦生小学校空調改修工事契約について

#### 1. 時系列及び現状

1月24日 当計画の補正予算要求について

第721回むつ市教育委員会報告第1号臨時代理第2号

2月16日 計画変更について（工事の種類について）

第723回むつ市教育委員会報告第1号臨時代理第1号

2月24日 機械設備工事仮契約締結

3月 3日 むつ市議会第247回定例会追加提案について

第724回むつ市教育委員会報告第1号臨時代理第2号

3月 4日 むつ市議会第247回定例会追加提案提出

3月19日 むつ市議会第247回定例会閉会

3月19日 機械設備工事本契約締結（2月24日仮契約）

3月24日 建築工事契約締結

3月24日 電気設備工事契約締結

#### 2. 工事概要

苦生小学校の空調設備及び給水ボイラー、キュービクル及び暖房設備等を一斉に整備するものである。

各普通教室に暖房設備、職員室や保健室及び特別支援教室には冷暖房設備を整備する。

工事期間 令和4年1月21日まで

### 3. 契約について

機械設備工事 請負業者 谷川・太田・興陽経常建設共同企業体

159, 500, 000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は

14, 500, 000円)

建築工事 請負業者 株式会社熊谷建設工業株式会社

42, 020, 000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は

3, 820, 000円)

電気設備工事 請負業者 むつ電業株式会社

61, 600, 000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は

5, 600, 000円)

